

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 2 月 25 日（火）第2985号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（7件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（5件）（森づくり推進課取扱い） 4
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 5
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定（2件）（社会福祉課取扱い） 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 6
- 都市計画道路の変更（都市計画課取扱い） 9
- 地方公共機関の指定の一部改正（※）（危機管理防災課取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 9

公 告

- 一般競争入札公告（2件）（学事法制課取扱い） 9
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に係る公告（3件）（商工政策課取扱い） 14

人 事 委 員 会 公 告

- 警察官採用試験公告（総務課取扱い） 16

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活環境課取扱い） 19

正 誤

- 鹿児島県公報第2968号（平成25年12月20日付け）の一部訂正（※）（義務教育課取扱い） 19

告 示

鹿児島県告示第158号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市隼人町西光寺字下り田979番4，1006番，1008番，1010番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第159号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市国分重久字岩元2365番, 2366番, 2374番1, 2377番から2379番まで, 2381番, 2382番, 2395番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第160号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
日置市東市来町長里字西牟田二5415番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第161号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

日置市東市来町養母字岩ノ上5613番 8

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市牧園町宿窪田字安楽4148番 2, 4148番14, 4149番 1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
霧島市霧島川北字川原田211番 2, 211番 3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
いちき串木野市金山14295番256, 14295番261
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第165号

平成25年12月25日農林水産省告示第3203号（以下「告示第3203号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更に係る指定施業要件
中浜定雄	鹿屋市輝北町上百引字宇都1215番11, 1215番15	告示第3203号の変更に係る指定施業要件のとお
園田慶二	鹿屋市輝北町上百引字屋キ山5184番1	
牛谷ナツ子	鹿屋市輝北町上百引字風呂段村頭5212番60	
牛谷正美	鹿屋市輝北町上百引字風呂段村頭5212番61	
平野留吉	鹿屋市輝北町上百引字池八重5400番11	

鹿児島県告示第166号

平成25年12月25日農林水産省告示第3205号（以下「告示第3205号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
安庭正信, 井手博正, 桐野輝美, 桐野篤信, 桐野露子, 中野利文,	曾於市末吉町諏訪方字七ツヶ久保731番1	告示第3205号の変更後の指定施業要件のとお

武田景吉		り
前原幸夫	曾於市大隅町坂元字川路山1518番3, 1518番乙	

鹿児島県告示第167号

平成25年12月25日農林水産省告示第3206号（以下「告示第3206号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
岡本たか子, 鶴口ヤス子, 鶴口美智子	志布志市有明町伊崎田字堂免3726番2	告示第3206号の変更後の指定施業要件のとおり
岩田景義	志布志市有明町伊崎田字東段6126番4	
野中遥	志布志市有明町伊崎田字山原7488番3	
下木権十	志布志市有明町伊崎田字山原7491番	
岩水袈裟助	志布志市有明町伊崎田字山原7492番	
野中弘詮	志布志市有明町伊崎田字山原7493番	
池田勇之進	志布志市有明町伊崎田字山原7531番2	

鹿児島県告示第168号

平成25年12月25日農林水産省告示第3207号（以下「告示第3207号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
竹下孝	志布志市松山町新橋字田平1506番2	告示第3207号の変更後の指定施業要件のとおり
田中兼安外10名	志布志市松山町新橋字山角1611番	

鹿児島県告示第169号

平成25年12月25日農林水産省告示第3208号（以下「告示第3208号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を志布志市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小宇都弥助	志布志市有明町野井倉字平尾1941番4	告示第3208号の変更後の指定施業要件のとおり
上野主計	志布志市有明町野井倉字上村4196番5	
倉富一哉	志布志市有明町山重字倉ヶ崎10520番2, 10520番5	

鹿児島県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及

び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
シダマ調剤薬局	奄美市名瀬幸町20番6号	平成25年8月31日

鹿児島県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
寺田雄哉	くりの中央整骨院 始良郡湧水町木場29-1	平成25年6月30日

鹿児島県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当させる機関及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	指定年月日
シダマ調剤薬局	奄美市名瀬幸町20番17号	平成25年9月1日

鹿児島県告示第173号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当させる柔道整復師及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
緒方大夢	いさ中央整骨院 伊佐市大口上町14-12	平成25年8月6日

鹿児島県告示第174号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和46年3月22日鹿児島県告示第285号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち杉ヶ谷1工区に係る区域の指定は、廃止する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区 域 の 名 称	区 域
掛之下 1 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 9 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 9 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 9 号 鹿児島市坂之上 一丁目 4255 番 乙 2 号 鹿児島市坂之上 一丁目 864 番 3 3 号 鹿児島市坂之上 一丁目 864 番 5 4 号 鹿児島市坂之上 一丁目 865 番 6 5 号 鹿児島市坂之上 一丁目 4250 番 6 号 鹿児島市坂之上 一丁目 4253 番 7 号 鹿児島市坂之上 一丁目 4241 番 1 8 号 鹿児島市坂之上 一丁目 4255 番
唐湊 16 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 6 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 6 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 5 号 6 号 鹿児島市唐湊 四丁目 1858 番 2 号 鹿児島市唐湊 四丁目 1856 番 36 3 号 鹿児島市唐湊 四丁目 1856 番 9 4 号 鹿児島市唐湊 四丁目 1857 番
広木 10 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 8 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 8 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 8 号 鹿児島市田上町 4553 番 2 号 鹿児島市田上町 4631 番 7 3 号 4 号 鹿児島市田上町 4632 番 5 5 号 6 号 鹿児島市田上町 4551 番 1 7 号 鹿児島市田上町 4551 番 3
西別府 7 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 11 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 11 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 9 号 10 号 11 号 鹿児島市西別府町 2422 番 2 号 5 号 鹿児島市西別府町 2421 番 1 3 号 4 号 鹿児島市西別府町 2377 番 6 号 鹿児島市西別府町 2412 番 1 7 号 鹿児島市西別府町 2411 番 1 8 号 鹿児島市西別府町 2413 番
杉ヶ谷 1 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 6 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 6 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域、同標柱の 7 号から 11 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 7 号と 11 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の 12 号から 24 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 12 号と 24 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1 号 鹿児島市草牟田 一丁目 4172 番 4 2 号 鹿児島市城山 一丁目 4172 番 65 3 号 鹿児島市城山 一丁目 4172 番 34 4 号 鹿児島市城山 一丁目 4172 番 37 5 号 鹿児島市草牟田 一丁目 4195 番 2 6 号 鹿児島市草牟田 一丁目 4195 番

7号	鹿児島市草牟田一丁目4198番 5
8号 9号	鹿児島市城山一丁目4172番46
10号 11号	鹿児島市草牟田一丁目4201番 1
12号	鹿児島市草牟田一丁目4197番 1
13号	鹿児島市城山一丁目3803番110
14号	鹿児島市城山一丁目3803番128
15号	鹿児島市城山一丁目3803番109
16号	鹿児島市城山一丁目4219番107
17号	鹿児島市城山一丁目4219番121
18号	鹿児島市草牟田一丁目4224番42
19号	鹿児島市草牟田一丁目4224番 4
20号	鹿児島市草牟田一丁目4220番 5
21号	鹿児島市草牟田一丁目4217番 1
22号	鹿児島市草牟田一丁目4209番 5
23号	鹿児島市草牟田一丁目4209番 3
24号	鹿児島市草牟田一丁目4201番 8

鹿児島県告示第175号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域の名称	区 域
国 料 地 区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 6号 鹿児島市東坂元四丁目1833番27 2号 3号 4号 5号 鹿児島市東坂元一丁目1836番42
川 添 5 地 区	次に掲げる標柱の1号から7号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と7号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市坂元町828番 1 2号 鹿児島市坂元町824番 1 3号 鹿児島市坂元町823番 1 4号 鹿児島市坂元町815番 5号 鹿児島市坂元町817番 3 6号 鹿児島市坂元町855番 1 7号 鹿児島市坂元町853番 8
宇 宿 2 地 区	次に掲げる標柱の2号と8号を直線で結んだ線、同標柱の8号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の2号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 2号 平成13年 3 月 23日鹿児島県告示第439号 (急傾斜地崩壊危険区域の指定)で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち宇宿2地区の区域の標柱の2号 8号 鹿児島市宇宿七丁目2461番 9 9号 鹿児島市宇宿七丁目2460番 1

10号	鹿児島市宇宿町2460番 2
11号 12号 13号	鹿児島市宇宿七丁目2483番 2

鹿児島県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路
 - (2) 名称 3・3・29号館之馬場通線
3・4・61号坂元寺山線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
鹿児島市吉野町の一部

鹿児島県告示第177号

昭和37年11月14日鹿児島県告示第902号（地方公共機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「南国交通株式会社」、「奄美交通株式会社」、「大島運輸株式会社」、「九州商船株式会社」及び「佐々木海運株式会社」を削り、「社団法人鹿児島県医師会」を「公益社団法人鹿児島県医師会」に、「社団法人鹿児島県トラック協会」を「公益社団法人鹿児島県トラック協会」に、「社団法人鹿児島県歯科医師会」を「公益社団法人鹿児島県歯科医師会」に改め、「いわさきコーポレーション株式会社」及び「林田バス株式会社」を削り、「社団法人鹿児島県看護協会」を「公益社団法人鹿児島県看護協会」に改め、同表に次のように加える。

公益社団法人鹿児島県バス協会 公益社団法人鹿児島県薬剤師会 鹿児島内航海運組合	平成26年 2 月 18 日
---	----------------

北薩地域振興局告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成26年 2 月 25 日

北薩地域振興局長 萩 亮

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
みんなの力支援センター	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	社会福祉法人黒潮会	出水市高尾野町下高尾野2216番地1	中村 興二	平成26年1月31日	自立訓練（機能訓練）

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次

のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

文書使送業務（鹿児島県庁と鹿児島県本土内の鹿児島県の各出先機関，各市町村等との間の文書等の送達業務）

(2) 調達をする役務の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 陸上運送業務の直前2事業年度以上の営業実績があること。

(4) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な営業体制（保有車両の種類及び数，作業人員の数等）が整っていること。

(5) 1の(1)の文書使送業務を行うために必要な許可，認可等を受けていること。

3 入札参加資格の審査等

(1) 入札に参加しようとする者は，所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し，入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

ア 所定の営業概要書

イ 営業経歴書

ウ 法人にあつては，申請書を提出する日の直前2事業年度分の決算における貸借対照表及び損益計算書

エ 個人にあつては，申請書を提出する日の直前2事業年度分の所得税確定申告書の写し

オ 2の(5)の許可，認可等を受けていることを証する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係

鹿児島市鴨池新町10番1号

イ 提出期限 平成26年 3 月 7 日午後 5 時 15 分

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は，平成26年 3 月 20 日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は，提出された書類について説明を求められたときは，これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は，提出者の負担とする。

イ 提出された書類は，返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は，総額（路線ごとの単価に入札説明書に示す各路線ごとの予定運行回数を乗じ，路線ごとの年間所要額を合計した金額）を記載すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成26年 3 月 26 日 午後 2 時
- イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）学事法制課（分室）
- (3) 入札説明書
- ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3 の(2)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
3 の(2)に同じ。
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
- 見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
免除する。
- 7 入札の無効
- 次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付、電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申込みをした者は、失格とする。
- 9 最低制限価格
設定する。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2144
ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は、この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は、平成26年4月1日に確定する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成26年2月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
貨物の運送及び配達業務
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第20条の規定により第二種貨物利用運送事業の許可を受けている者であること。
- (4) 貨物を全都道府県に運送し、及び配達することが可能な者であること。
- (5) 鹿児島市内に事務所又は事業所を有する者であること。
- (6) 3の(1)の入札参加資格審査申請書を提出する日において、インターネットによる貨物の運送及び配達状況の照会が可能な者であること。

3 入札参加資格の審査等

- (1) 入札に参加しようとする者は、所定の入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して提出し、入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

- ア 営業経歴書
- イ 2の(3)の許可を受けていることを証する書類
- ウ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出場所及び提出期限

- ア 提出場所 鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- イ 提出期限 平成26年3月7日午後5時15分

(3) 資格審査の結果

資格審査の結果は、平成26年 3 月 20 日までに書面により通知する。

(4) 提出書類に関する説明

資格審査を受けるために書類を提出した者（以下「提出者」という。）は、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) その他

ア 提出書類の作成に要する経費は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、返却しない。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

ア 入札金額は、総額（入札説明書に示す貨物の配達地域及び重量区分ごとの予定数量に見積単価を乗じて得た額を合計した額）を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成26年 3 月 26 日 午後 1 時 15 分

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 6 階）学事法制課（分室）

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
3の(2)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したと

き（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

7 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 送付，電報又は電送の方法による入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

8 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 最低制限価格

設定しない。

10 契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から5日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部学事法制課文書係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2144
ファックス番号 099-286-5508

12 その他

- (1) この入札は，この調達に係る平成26年度予算が成立しないときは実施しない。
- (2) この入札に係る契約は，平成26年4月1日に確定する。

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので，関係書類を平成26年2月25日から4月間，鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお，法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは，「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては，名称，代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を，平成26年2月25日から4月以内に，鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年2月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー西原店
鹿屋市郷之原町12604番1 外12筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地

鹿児島種類食品株式会社 代表取締役 津田利男
鹿児島市中山二丁目49番1号

イ 変更後 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時10分まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 午前6時から午後8時まで

イ 変更後 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

(1) 2の(1) 平成25年4月1日

(2) 2の(2), (3)及び(4) 平成26年2月8日

4 届出年月日

平成26年2月7日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年2月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年2月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年2月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキュー寿店

鹿屋市寿七丁目494番1 外1筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

ア 変更前 午前9時

イ 変更後 午前7時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前 午前8時30分から午後11時まで

イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで

3 変更年月日

平成26年2月8日

4 届出年月日

平成26年2月7日

.....
大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年2月25日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年2月25日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー串良店
鹿屋市串良町岡崎1825番地1 外14筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
 - イ 変更後 開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時から午後10時まで
 - イ 変更後 午前6時30分から午後11時30分まで
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前 午前8時から午後9時まで
 - イ 変更後 午前6時から午後10時まで
- 3 変更年月日
平成26年 2 月 11 日
- 4 届出年月日
平成26年 2 月 10 日

人事委員会公告

警察官採用試験公告

平成26年度警察官採用試験を警視庁（東京都）、神奈川県、滋賀県、京都府、大阪府及び兵庫県と共同して次のとおり実施する。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県人事委員会委員長 平田浩和

1 試験区分及び職務内容

都府県名	試験区分	職務内容
鹿児島県	警察官A（男性、女性、武道）、警察官B（男性、女性、武道）	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たる。
警視庁	警察官A（男性）、警察官B（男性）	
神奈川県		
滋賀県		
京都府 大阪府 兵庫県		

2 受験資格

(1) 年齢

都府県名	警察官A	警察官B
鹿児島県	昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者	昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
警視庁	昭和59年5月13日から平成5年4月1日までに生まれた者	昭和59年9月23日から平成9年4月1日までに生まれた者

神奈川県 滋賀県 京都府 大阪府	昭和59年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和59年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者
兵庫県	昭和54年 4 月 2 日以降に生まれた者	昭和54年 4 月 2 日から平成 9 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 学歴・資格

学 歴 等	警察官 A	警察官 B
学 歴	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法による大学（4 年制大学以上のもの）を卒業した者又は平成27年 3 月末までに卒業見込みの者 人事委員会が上記に該当する者と同等の資格があると認める者（注 1） 	左記に掲げる者以外の者
試験区分（武道）における資格	柔道の段位が 3 段以上又は剣道の段位が 3 段以上を有する男性	柔道の段位が 2 段以上（学校教育法による高等学校を平成27年 3 月末までに卒業見込みの者は初段以上）又は剣道の段位が 2 段以上を有する男性
そ の 他	次のいずれかに該当する者は受験できない。 <ul style="list-style-type: none"> 日本の国籍を有しない者 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 志望する都府県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	

(注 1) 都府県によって異なる場合がある。

3 試験の方法、時期及び場所

区 分		警察官 A	警察官 B
第 1 次 試 験	教 養 試 験 等	試験日 平成26年 5 月 11 日 (日)	平成26年 9 月 21 日 (日)
		試験地 鹿児島市	鹿児島市, 鹿屋市, 奄美市 (武道は鹿児島市のみ)
		試験種目 教養試験, 論文試験, 身体一般検査, 実技試験 (武道のみ) (注 1)	教養試験, 作文試験, 身体一般検査, 実技試験 (武道のみ) (注 1)
	適性検査等	試験日 平成26年 6 月 4 日 (水) から 6 月 7 日 (土)	平成26年 10 月 15 日 (水) から 10 月 17 日 (金)
	試験地 鹿児島市		
	試験種目 適性検査, 身体精密検査, 体力検査 (注 2)		
	合格発表 平成26年 6 月 27 日 (金)	平成26年 11 月 7 日 (金)	
第 2 次 試 験	試験日	平成26年 7 月 14 日 (月) から 7 月 22 日 (火)	平成26年 11 月 20 日 (木) から 11 月 27 日 (木)
	試験地	鹿児島市	
	試験種目	面接試験	

験 合格発表	平成26年 8 月上旬	平成26年12月中旬
----------	-------------	------------

○ 鹿児島県分については、上記のとおり。他都府県については教養試験、論作文試験、身体一般検査の実施日等は上記のとおりであるが、それ以外については、別途当該都府県が定める。

(注1) 鹿児島県以外の都府県を第1志望とする者は、第1次試験は、教養試験、論作文試験及び身体一般検査のみを行う。

論作文試験は、第1次試験日に実施するが、採点は第2次試験で行う。

(注2) 適性検査等は、教養試験の成績(武道の場合は、教養試験及び実技試験)が一定の基準以上で、かつ、身体一般検査の結果が合格基準を満たす者が対象となる。

4 受験申込手続等

申込手続等	警察官 A	警察官 B
受付期間	平成26年 3 月 31 日 (月) から 4 月 16 日 (水)	平成26年 8 月 6 日 (水) から 8 月 22 日 (金)
受験申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受験申込書に必要事項を記入して提出すること。 ・ 受験申込みは、一試験区分に限る。 ・ 警察官 A (男性) 及び警察官 B (男性) は、上記都府県のうち第 2 志望まで選択することができる。ただし、鹿児島県以外の都府県を第 1 志望とした場合は、鹿児島県を第 2 志望とすることはできない。なお、いずれかの都府県で第 1 次試験に合格した場合は、第 2 志望は無効となる。 ・ 受験申込書の受理後における試験区分、志望都府県及び試験地の変更は認めない。 ・ 郵送の場合は、必ず簡易書留郵便にすること。 	
受験申込書の請求先	鹿児島県人事委員会事務局, 鹿児島県警察本部, 鹿児島県内の各警察署, 鹿児島県東京事務所ほか	
受験申込書の配布開始日	平成26年 2 月 25 日 (火)	平成26年 7 月 1 日 (火)
受験申込先	鹿児島県警察本部警務課	

5 採用候補者名簿の作成の方法

採用候補者名簿の作成方法は、各都府県によって異なるが、鹿児島県分については次のとおりである。

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載される。

(2) 採用候補者の名簿の有効期間は、名簿の確定の日から原則として 1 年間である。

6 給与

給与は各都府県によって異なるが、鹿児島県の場合は、「鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例」に基づき支給される。平成26年 2 月 25 日時点における初任給は、下表のとおりである(職務経験等がある場合は、加算される場合がある。)。また、諸手当として、通勤手当、住居手当、超過勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給条件に基づき支給される。

試験区分	初任給基準額
警察官 A	192,300円 (大学卒)
警察官 B	175,400円 (短期大学卒)
	161,500円 (高等学校卒)

7 その他

試験内容等の詳細については、別に試験案内を交付する。

問合せ先	
鹿児島県 人事委員 会事務局	郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁(行政庁舎)12階 電話 099-286-3893, 099-286-3894
	郵便番号890-8566

鹿児島県 警察本部 警務課	鹿児島市鴨池新町10番1号 警察庁舎3階 電話(代表)099-206-0110(内線2636) (直通)099-206-2220
---------------------	--

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第17号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成26年 2 月 25 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR信長の野望 天下創世～弐ノ陣～N-KE	株式会社EXCITE	3P1164
ぱちんこ遊技機	CRA天誅N-KE	株式会社EXCITE	3P1232
ぱちんこ遊技機	CRコマコマ倶楽部@インターナショナル99VT	豊丸産業株式会社	3P1233
ぱちんこ遊技機	CRコマコマ倶楽部@インターナショナル89VF	豊丸産業株式会社	3P1258
ぱちんこ遊技機	CR新アレジンFPW	株式会社藤商事	3P1260
ぱちんこ遊技機	CR中森明菜・歌姫伝説3KLT	株式会社大一商会	4P0011
ぱちんこ遊技機	CR薄桜鬼DS	株式会社大一商会	4P0017
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこ新鬼武者H8	株式会社オッキー	4P0029
回胴式遊技機	緑ドンVIVA2MR	株式会社エレコ	3S1228
回胴式遊技機	パチスロサイボーグ009KE	株式会社三洋物産	4S0006

正 誤

平成25年12月20日付け鹿児島県公報第2968号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
6	下から4行目	第17条を次のように改める。 第17条 削除	第17条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。 第17条 削除 第18条に見出しとして「(区域外就学等)」を付する。